

○田川市環境基本条例（抄）

平成18年3月24日

条例第4号

第3章 環境基本計画

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

（2） 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方針

（3） 環境の保全及び創造に関する計画的な推進に必要な事項

（4） 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、田川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（総合的調整）

第26条 市長は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。

（1） 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

（2） 環境施策に関すること。

（3） その他環境行政の総合的推進に関すること。

（環境調整会議）

第27条 前条に規定する総合的調整を行うため、田川市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議について必要な事項は、市長が別に定める。

（体制の整備等）

第28条 市は、その機関相互の緊密な連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を

積極的に推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を市民等とのパートナーシップにより推進するため、市民等による組織づくりの支援に努めなければならない。
- 3 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(環境審議会)

第29条 環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、田川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 環境報告書に関すること。
 - (3) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。